

潟上市総合教育会議 会議録

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和3年10月29日（金） 午後3時～午後4時50分 |
| 場 所 | 潟上市役所 3階 災害対策本部室 |
| 案件 | (1) 潟上市教育大綱の改訂について (2) 令和4年度予算編成に係る協議及び調整について (3) その他 |
| 出席者 | (会議構成員) 市 長 鈴木 雄大 教育委員会 工藤 素子 教育長 菅原 俊 教育長職務代理者 佐藤 有加 委員 山口 義光 委員 稲荷 一清 委員 (事務局) 教育部長 伊藤 貢、学校教育課長 島崎 徳之、幼児教育課長 古仲 淳、 学校教育課課長待遇兼指導班長 三戸 智佳、 市民センター館長兼市民センター天王館長 小瀧 清隆、 総務部長 菅原 剛、総務課長 千葉 秀樹、財政課長 菅生 司 |
| 欠席者 | 文化スポーツ課長 伊藤 強 |
| 記録者 | 総務部総務課行政情報班 学校教育課総務班 |

＜次第及び会議結果概要＞

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 案 件

(1) 潟上市教育大綱の改訂について

令和4年度以降の教育大綱について、市長から「潟上市総合計画後期基本計画」の教育の部分をもって大綱に代えることが提案され、全会一致で承認された。大綱の期間は、同計画の期間と同じ。

(2) 令和4年度予算編成に係る協議及び調整について

ア 教育委員会側から市長に対し、令和4年度予算に係る協議事項として挙げられた次の4点について、市長と教育委員会とで現状や課題、今後の検討事項などを協議した。

- ① 潟上スタイルの「コミュニティ・スクール」の醸成、持続可能な地域づくりと学校について
- ② ICT教育、キャリア教育について
- ③ ウィズコロナにおけるスポーツ・文化事業について
- ④ 自治会・町内会の共同利用施設について

イ 教育委員会側から市長に対し、要望事項として「多様性を尊重する社会づくり」が提示され、市長が了承した。また、教育委員会定例会で継続協議・検討事項となっているものとして、次の3点が報告された。

- ① 連合学習発表会について
- ② ふるさと教育の充実について
- ③ 潟上市学校教育環境適正化検討委員会について

(3)その他 市長から教育委員会に対して、来年度予定している行政組織の再編についての報告があった。

5. 閉 会

<会議内容>

◆ あいさつ

鈴木市長：この総合教育会議は、教育委員会の皆様と率直に意見交換ができる貴重な機会であると認識している。本日は、今年度いっぱいをもって期限を迎える「潟上市教育大綱」の改訂について、そして来年度の予算を編成するに当たり、協議・調整を行わせていただきたく会議を開催した。今年度1回目の会議であると同時に、私にとっても初めての総合教育会議である。潟上市の教育行政をより良い方向に進めていくため、実りのある意見交換を行いたい。ぜひ忌憚のない御意見を賜るようお願い申し上げます。

工藤教育長：本日は、総合教育会議の場に私ども教育委員会をお招きいただき、感謝申し上げます。コロナ禍の中、学校や園、生涯学習の場面では、それぞれに工夫を凝らしながら、学びを継続し、豊かな育ちを見せてくれている。本日は、市長の市政推進の考えを親しく伺いながら、ここで様々な協議をさせていただいたことを、また持ち帰り、教育委員会として与えていただいている責務の重さに立ち返り、明日からの教育行政を前に進めることができるよう努めてまいりたい。

◆潟上市総合教育会議設置要綱第4条第1項により、議長（市長）が進行
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項により、会議は公開とする。

◆ 潟上市教育大綱の改訂について

鈴木市長（議長）：資料に基づいて、事務局から説明する。

千葉総務課長（事務局）：現行の潟上市教育大綱は、この総合教育会議における協議・調整を経て、平成28年3月に策定された。大綱の期間は、当初、平成28年度から令和2年度までの5年間であったが、市の最上位計画である潟上市総合計画の後期基本計画で定められる施策を踏まえて見直し作業を行うため、令和元年に開催されたこの会議での承認を経て、大綱の期間が1年間延長され、令和3年度末までの期間となっている。現行の教育大綱の期間満了に伴い、令和4年度からの「潟上市教育大綱」について検討したので説明する。

平成26年7月に発出された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての文部科学省初等中等教育局長通知では、教育大綱と他の計画との関係について、「地方公共団体の教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」と記載されている。本年4月からスタートした第2次潟上市総合計画後期基本計画は、潟上市議会の議決を経て成案となった潟上市の最上位計画であり、また、本市の教育振興基本計画は、総合計画をもって代えるとされていると伺っている。総合計画も教育大綱も、どちらも市長が策定する計画であり、内容に違いがあってはならないものと判断し、令和4年度からは、総合計画の教育部門である基本目標6の「次代の人が育つ、生涯学習都市」をもって教育大綱に代えることを提案する。

鈴木市長（議長）：ただいま事務局から説明のあったとおり、私は、潟上市総合計画後期基本計画の「基本目標6：次代の人が育つ、生涯学習都市」の教育の部分について、本市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本となる方針として、大綱に該当すると位置付けることができると考えている。教育委員会の皆様は、この提案についてどのようにお考えか。忌憚のない御意見を頂きたい。

潟上市総合計画は、私の公約の実現に向けても異論のない内容である。この計画が車であるとするならば、その車のガソリンになるのが予算であって、1年度、車を走らせて、その都度PDCAを重ねながら、またガソリンを入れて車を走らせていく。私は、このようなイメージで総合計画を捉えている。教育大綱を新たに作るのではなく、総合計画の教育部分をもって代え、前に進めていきたいと思っの提案である。

稲荷委員：教育大綱の期間については、どのようになるか。

鈴木市長（議長）：総合計画に置き換えることとなるため、総合計画の期間と同じと考えている。

構成員全員：市長の提案に賛成する。

◆ 令和3年度の協議に係る検討状況の報告

伊藤教育部長（事務局）：

1 コロナ禍でも開催できるような各種事業の必要性、継続性について

行事等はリモート開催、規模縮小、時間短縮など新しい生活様式を踏まえて実施した。成人式はビデオメッセージの作成及び地場産品を活用した記念品を贈呈する。文化祭は中止、生涯学習作品展を実施している。地区運動会の代替事業として、スポーツフェスティバルを実施する予定である。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

学校、社会教育施設、社会体育施設にサーマルカメラを設置した。学校で陽性者が出た場合、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や学校医の助言等を踏まえて対応している。家庭との双方向のコミュニケーション体制の構築は、通信環境が整っていない家庭には無償でルーターを貸出しし、通信料は保護者が負担する。保護者への連絡は、「子ども安全連絡網システム」等で行い、携帯電話等の配備は厳しい。今年5月の「追分幼稚園」でのクラスター発生を契機に、本市の「就学前施設及び放課後児童クラブにおける臨時休園等の判断にかかる対応等」を見直した。市スポーツ少年団活動は、秋田県感染警戒レベルや市の感染対策基本方針、県スポーツ少年団本部からの指針により対応している。

3 天王市民センター（仮称）開設後の位置付け、在り方について

市民センター「かたりあん」は、隣接する市民センター天王館と一体的に利用可能な施設である。市民の自由な来館（フリースペース）と貸館機能を併せもつ施設にリニューアルしたことから、住民の教養の向上、健康増進、生活文化振興、社会福祉の増進等、市民活動の活動拠点になると考える。今年度は、新型コロナワクチン接種で土曜・日曜はほぼ使用できない状態だが、平日の夜のフリースペースの利用者数は、開館から9月末までで177人となり、予想以上の利用者数があった。今後は、子どもから大人まで幅広い世代の市民が集い、いきいきとした活動が展開できるよう、大規模な芸術文化事業の開催や各種団体主催の事業支援等の検討が必要と考えている。

4 学校のICT整備後の有効活用による授業・学校づくりについて

ICT支援員を各中学校区へ配置した。環境整備、活用方法の提案、教職員への支援等にあたるGIGAスクールサポーターを業務委託している。GIGAスクールサポーターとICT支援員による打合せを定期的実施し、効果的な活用方法、課題等について情報を共有している。ICTリテラシー（活用能力）向上のための教職員の研修会等を企画実施したほか、効果的な活用方法等について学校へ情報提供を行っている。今後、学校が休校となった際の対応として、非常時対応の準備を進めている。

◆ 令和4年度予算編成に係る協議及び調整について

山口委員：協議事項1番、潟上スタイルの「コミュニティ・スクール」の醸成、持続可能な地域づくりと学校について

PTAが抱える問題について報道された。「コミュニティ・スクール」を豊かな人間力を育む地域力を高めるための力にしてはどうかと考えている。教育委員会だけではなく市全体に目を向け、潟上スタイルの「コミュニティ・スクール」を作っていたらどうか。

稲荷委員：人口減少が続いていく中で、持続可能な住み続けられるまちづくりが必要である。潟上市をどうしたいのか子どもたちに考えさせる機会を設けていくことが必要である。

鈴木市長（議長）：時代背景が変わり、人口減少により担い手がいないうちの中になってきた。個人個人の生活スタイルや認識が多様化している。また、PTAについては、働いている方でも参加しやすいように夜や休日に開催するなど工夫も必要ではないか。広く参加してもらわないと地域力向上は難しい。PTAの開催方法を見直すなど、我々も意識改革をして、潟上スタイルに近づけていきたい。

佐藤委員：協議事項2番、ICT教育、キャリア教育について

ICTの活用を今後どんどん進め、リモート、オンラインについても学校に取り入れてほしい。大人が社会のデジタル化に取り残されることのないようサポートしてほしい。

稲荷委員：人づくりは大切で、体験学習、職場訪問、キャリア・スタート・ウィーク等で人間力や潟上市のよさを感じとれる大事な事業であるので、子どもの成長のためキャリア・スタート・ウィーク、地域ガイダンス等を引き続き実施してほしい。

鈴木市長（議長）：ICT化は必須で、地域においても対応が必要となってくると考える。生涯学習でも高齢者向けのスマートフォン等の使い方教室を開催し、活用してほしい。そうすれば、行政から高齢者の方にも情報を発信することができる。

キャリア教育も重要で、3本の柱の1つである「稼げる力」にも繋がるし、人が地域に残ることに繋がるのではないか。地域課題解決のためにも、キャリア教育を推進してもらいたい。子どもたちは、社会貢献することに意識改革してきているので、事業所も社会貢献できることを売り出せば人材を確保でき、潟上市に人材が残れば地域の担い手になってくれると期待できる。

稲荷委員：協議事項3番、ウィズコロナにおけるスポーツ・文化事業について

コロナ禍で事業ができない状況だと思うが、新しい生活様式で事業を実施できないか。また、伝統芸能や伝統行事については、担い手の継承のため、ネット配信等披露する場があればよいと考える。

鈴木市長（議長）：新しい生活様式での実施であれば、行事はできると考えている。市でも、YouTubeの公式チャンネル「まるごとかたがみ情報局」で、潟上の魅力、行政情報等を市内外・海外に発信しているので、伝統芸能や伝統行事も公式チャンネルで発信することができる。

山口委員：協議事項4番、自治会・町内会の共同利用施設について

公民館分館及び市全域にわたる他の施設等を自治会・町内会の共同利用施設としての「地区自治会館」

に移行する協議を行ってはどうか。

鈴木市長（議長）：公共施設等総合管理計画に基づき、公民館と自治会館の整理統合も考えていかなければならない。地域との懇談会もやるので、主体となる自治会との協議することも考えたい。

それでは、次に要望事項等を承りたい。

菅原教育長職務代理者：（要望事項1点、教育委員会定例会での継続協議・検討事項3点）

要望事項として、多様性を尊重する社会づくりについて、多様性への理解、異年齢や異文化との交流を積極的に取り入れた講座や研修を引き続き取り入れてほしい。

また、継続協議・検討事項としては、次の3点を報告する。

1点目、連合学習発表会について、他の学校の学習発表を見せ合うなどの交流ができないか、市校長会に諮っていく。

2点目、ふるさと教育の充実について、「わたしたちの潟上市」の編集に民間の人材が関わることができないか検討する。教科書検定の時期等も考慮して、作成時期、内容を検討する。学校でも市広報等を活用し自分で潟上の情報を得て、潟上愛が育まれるよう働きかけたい。

3点目、潟上市学校教育環境適正化検討委員会について、答申を受けた後の対応として、パブリックコメントを実施して市民にも広く意見を求めるなどを経て、ソフト面ハード面における市教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、改めて市長に御相談させていただきたい。

◆ その他

鈴木市長（議長）：現在、市長部局では、令和4年度に向け、行政組織機構や各課の所掌事務の見直しを進めており、関係条例の改正案を12月の市議会定例会に提案予定である。教育委員会にも関係する子育て支援と幼児教育の所掌も含め、全体の概要を報告する。

千葉総務課長（事務局）：市長が公約に掲げている政策の柱である「稼げる力」「支える力」「考える力」の創造に向け、令和4年度に行政組織の再編を目指す。これから説明する案は、庁内での意見集約として、今年7月に総務部から各部へたたき台となる案を提示し、各部からの意見を踏まえたものである。庁舎内のフロア配置、所掌事務及び人員配置等の詳細部分については、現在精査中であり、場合によっては、今後変更となることがある。

「産業振興部」及び「建設部」について、地域産業の生産性向上や観光振興による交流拡大を図るため、現在の「産業建設部」を「産業振興部」と「建設部」の2部に再編し、「農林水産振興課」と「商工観光振興課」を新設する。また、「上下水道課」を「建設部」に移管し、「上下水道局」は廃止する。

「福祉保健部」については、子育て支援の窓口を一本化するため、「長寿社会課」、「健康推進課」及び教育委員会との併任であった「幼児教育課」の3課を「健康長寿課」及び「子育て応援課」の2課に再編する。

「市民生活部」については、地域づくり活動の充実・強化を図るため「地域づくり課」を新設する。また、「税務課」は「総務部」へ移管する。

「総務部」については、「税務課」を「市民生活部」から移管し、4課体制とする。

「教育部」については、「学校教育課」を「教育総務課」へ名称を変更する。また、天王こども園の開園に伴い「天王幼稚園」が廃止になったため、「幼児教育課」の所掌事務を「福祉保健部子育て応援課」及び「教育総務課」に移管する。教育部の変更内容については、教育委員会の各課で協議・検討した内容

をそのまま反映させている。

今後のスケジュールとして、条例改正の時期は、12月定例議会を予定している。教育委員会の行政組織を変更するには、教育委員会行政組織規則の改正が必要であり、今後、教育委員会で御協議いただくことになる。

(終了：午後4時50分)